

# 電子帳簿保存法 領収書などスキヤナ保存 最新動向

2015.1.21(ライトニング・トーク)

アンテナハウス株式会社

益田康夫

# 中堅企業以上が書類管理の投資！

安倍政権で規制緩和決定  
領収書・契約書など対象

要件確保でスキャナ保存  
して原本廃棄が容易に！

# e-文書法とは

## 「紙を電子に融合させる」ための法律

### 電子帳簿保存法 4条3項

従来紙で保管していた書類をe-文書法適用することで、電子的に保管、活用。  
紙書類は廃棄が可能となります

e-文書法により法律(251本)で規定される「文書」は、全て電子化可能

これまで

紙書類を倉庫や事務所に大量保管



<書類例>

- ・国税関係書類
- ・医療関係書類
- ・顧客対応書類など

スキャナで電子化



電子データ

e-文書法適用

電子的に保管、活用  
(紙書類は廃棄可能)

# ご存知でしょうか？／回答

e-文書法（スキャナ保存）の普及件数は？

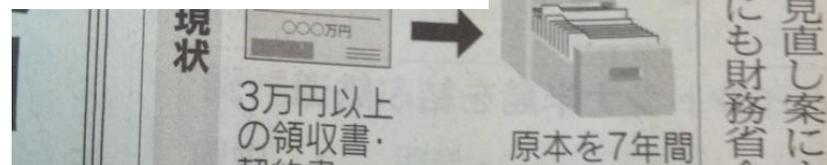
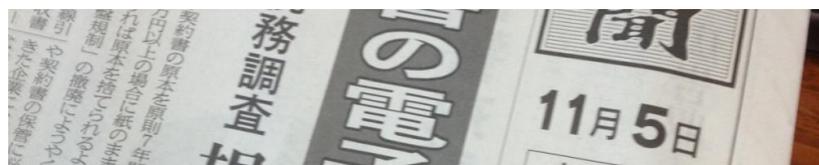
平成25年度国税庁統計で承認件数が  
（ ）件です。

**厳しすぎる法的保存要件とは？**

- 1) 領収・契約書3万円制限
- 2) 実印相当の電子署名
- 3) 関連帳簿の電帳法承認 等

# ご記憶に新しい記事として

2014年11月5日  
日経新聞発表では



「領収・契約書3万円制限」について、2015年にも規制緩和等との発表がされました。

# 年末の最新情報をご存知ですか？

税制改革大綱  
にスキヤナ保  
存の要件緩和  
の具体的な内  
容が発表され  
ました！

平成27年度税制改正大綱

内容を見て  
みましょう！

平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党

# スキャナ保存要件緩和内容は、

## (1) 対象書類の見直し

スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準(現行:3万円未満)を廃止する。

## (2) 関係帳簿の電子保存の承認要件を廃止する。

## (3) 電子署名要件の見直し

入力者等に関する情報の保存を要件とする。

## (4) 大きさ情報・カラー保存要件の見直し

重要書類以外の書類についてグレースケールでの保存でも要件を満たすこととする。

「平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用する。」

# 現在のスキャナ保存

実印相当の署名と3  
万円の制限が最大の  
ネックだった

スキャナ保存のイメージ



原本と同じと確認した者が、  
その者を監督した者の(特定認証事業  
者による、又は商業登記法に規定する)  
電子署名であること。

# 中堅企業以上が書類管理の投資！

経団連加盟企業を中心に  
多くの企業が導入を検討！

数年で1000社を超える  
導入が期待でき！

中堅企業にも波及します。

ご清聴頂きまして

ありがとうございました。

ご質問やご相談はお気軽に  
下記までお申し付け下さい。

masuda@antenna.co.jp

03-5829-9021

益田康夫 アンテナハウス株式会社